

# 『東京電報』における柴四朗 — 「高島炭坑視察実記」 —

高 井 多佳子

はじめに

柴四朗は、明治十八年（一八八五）から同三十（一八九七）年にわたって刊行された『佳人之奇遇』の著者東海散士として知られる。『佳人之奇遇』は、当時既に「政治小説」と位置づけられ、主として国文学の分野において今日まで様々な形で批評されてきた。しかしながら筆者は、『佳人之奇遇』を「小説」ではなく、小説の形をかりた柴の政治論説の書とみて、これを歴史学の立場から改めて読み解く必要があると考えている。柴四朗は、嘉永五年（一八五二）に会津藩士として生まれ、戊辰戦争時は白虎隊に編成されながら生き残った。後に六年間、アメリカで経済学を学び、帰国後、『佳人之奇遇』を発刊して広く世に名を知られ、その後は衆議院議員となつて国内外の問題に奔走した。この柴四朗という人物が近代日本において果たした役割を、その思想と行動から考察していくことが筆者の研究課題である。<sup>(1)</sup>

『佳人之奇遇』本編の分析と並行して、筆者はそれ以外の柴の言論活動について調査を進めている。『佳人之奇遇』発刊以前、柴は既に新聞雑誌にいくつかの論説を寄稿していた。<sup>(2)</sup>以降も柴はその著作や寄稿論説で、自身の政治的意見を述べる機会をもつたが、それだけにとどまらず、自ら新聞や政治雑誌を創刊させるという試みも行っている。明治

二十一年（一八八八）十一月に、『大阪日報』を改題した『大阪毎日新聞』の主筆に就任し、柴は相当の決意を以てこれに臨んだとみられたが、社主達との軋轢によつてわずか半年で大阪毎日新聞社を退社した。<sup>(3)</sup>これは不本意な結果に終わったが、柴はその後も、自身の著作及び新聞雑誌への寄稿論説という形で言論活動を続けた。

さて、『大阪毎日新聞』主筆に就任する以前の柴四朗は、『東京電報』という新聞の社友であったことがわかっている。『東京電報』は明治二十一年四月に創刊されたが、僅か十ヶ月で廃刊、その後は紙名を『日本』と改めて続いた。大阪毎日新聞社退社後の柴は、この『日本』において社友となつて<sup>(4)</sup>いる。『東京電報』から『大阪毎日新聞』、そして『日本』と深い関わりをもつたそれらの紙上で、柴四朗は一体何を論じたのか。

従来、『佳人之奇遇』以外の柴四朗の言論活動が顧みられることはほとんどなかったといつてよい。柴の言論活動を丹念に追うことは、『佳人之奇遇』を読み解くために逸することのできない作業である。そうすること、『佳人之奇遇』を核とする柴の思想がより明確な形となつてあらわれてくると筆者は考えている。

ところで、『東京電報』については、その成立の事情、社員数など不明な点が多い。また、国立国会図書館所蔵分には欠号があり、そのすべてをみることはできない。『東京電報』に関して言及がある唯一のものとしては、『陸羯南全集 第一巻』のわずか四頁の解説部分<sup>(5)</sup>があげられるのみで、管見の限りまとまった研究はない。ましてや、そこでの社友の一人である柴四朗の活動となると、社友であったこと、『東京電報』特派員として高島炭坑を視察した<sup>(6)</sup>ことが伝わるのみにとどまり、この時期の柴四朗について言及したものは皆無である。

そこで本稿では、現存する『東京電報』の柴執筆記事、及び関連記事から、同紙における柴の役割について考察し、そのうえで柴四朗の思想の一端にも言及したい。

## 一、『東京電報』と社友柴四朗

## (一) 『東京電報』の創刊

『東京電報』は、陸羯南を社長兼主筆として東京電報社（日本橋蠣殻町）より、明治二十一年四月九日に創刊された新聞である。これは、それまで青木貞三が経営していた『東京商業電報』を継承して改題発行させたものであった。その創刊には、杉浦重剛、宮崎道正等の政教社同人、及び小村寿太郎、高橋健三等の若手官僚が結成していた乾坤社が尽力した。また谷干城が資金援助をしたといわれているが、新聞成立の背景を示す確実な史料は見つかっていない<sup>(7)</sup>。柴四朗と『東京電報』が結び付くのは、谷干城がその創刊に関わっていることによるとみられる<sup>(8)</sup>。

『東京電報』改題号広告は、本紙定価は従前の通り一部金一錢五厘であるが、改題初回号については、とくに数万部を摺って見本として全国へ無代価で配布する、そして四月中はすべて定価の半額で広告依頼に応じるべきことを告げている<sup>(9)</sup>。しかし、同紙は創刊当初から経営難に苦しんだ。明治二十一年十二月の調査によると、『東京電報』の発行部数は一日平均四一五部に過ぎない。そして、わずか十ヶ月後の翌二十二年二月九日で廃刊され、『日本』と改題して再生することになったのである<sup>(10)</sup>。

『東京電報』改題創刊号（第四七五号 明治二十一年四月九日）の「実業者ノ政治思想及び改題ノ主意」には、その改題の意図示るところが示されている<sup>(11)</sup>。明治十九年創刊の『東京商業電報』（『東京電報』の前身）は、「元ト商業上ノ報道ヲ専一トスル者」であった。しかしながら、「商業ヲ報道スルニハ、從テ他諸般ノ事ニ亘ルノ必要アルニ因リ、昨年ヨリ以來ハ漸ク普通ノ事項ヲモ並載スルニ至」った。ところが、「題名猶ホ商業ノ二字ヲ冠スルガ故ニ、編輯及配布ノ上ニ於テ今日益々其範圍ノ狹隘ヲ感じ、遂ニ東京電報ト改題スル」に至ったという。『東京電報』の主張は、「最正ノ

政治思想ハ学者ノ腦中ヨリ出ツベシト雖ドモ、最強ノ政治思想ハ必ズ実業者ヨリ起ル」というもので、その根柢として、「政治ノ利弊ヲ感ズルコト、最モ深切ニシテ且ツ最モ適実ナル者ハ、是レ実業者ナレバナリ」との見解を述べる。そこで、「実業者ト共ニ最強ナル政治思想ヲ涵養シ、且学者ノ贊助ヲ得テ学理ノ応用ヲ勉メ、以テ正当ニ実業進歩ノ障害ヲ芟除」することをめざす。そして『東京電報』がとる主義を次のように掲げ、改題の主意を結ぶ。

東京電報ハ保守ヲ主トスル者ニアラズ、改進ヲ義トスル者ニアラズ、又自由ヲ以テ旗色ト為ス者ニアラズ、然レドモ各人多數ノ福利ト為リ、国家ノ生存ヲ固クスルニ足ルアラバ、旧慣保持モ之ヲ賛成シ、新制創立モ之ヲ賛成シ、干渉ナリ放任ナリ、亦タ必ズシモ之ヲ排斥セザルベシ、東京電報ハ一時ノ喝采ヲ博セント欲シテ世ノ流行ニ諛ル者ニアラズ、然レドモ正当ノ輿論ハ固ヨリ之ヲ贊翼セント欲ス、東京電報ハ国家ノ要素、社会ノ骨髓タル実業者多數ノ利益ヲ主眼トス、然レドモ厭フベキ貴族主義ハ断ジテ之ヲ排斥スルコトヲ勉ムベシ、

これをうけて『国民之友』は、「吾人は之を一読して、茫然其主義の在る所を知るに惑ふ、何となれば保守とする者に非ず、改進を義とする者に非ず、自由を以て旗色と為さず、放任なり、干渉亦必ずしも之を排斥せざる可しとすれば、抑も如何なる者を以て其主義と為すや、併しなからはれ即ち和漢洋折中主義の本色なりと謂はゞ、吾人又た何をか云はん」と評している。<sup>(12)</sup>ここで注意しておきたいのは、柴四朗が主筆に就任した『大阪毎日新聞』もその改題発行に臨んで、実業新聞であることと同時に政治も論じること、且つ不偏中立の立場をとることを表明したが、結局「これといふ特色を出さず」と評されたことである。『大阪毎日新聞』で柴が企図した新聞構想と『東京電報』との関連性、その影響力等は十分に考慮されねばならない。

『東京電報』改題創刊に先立つこと六日前の四月三日に、杉浦重剛、志賀重昂、三宅雪嶺等の政教社が創刊した雑誌『日本人』と『東京電報』とは、かなり密接な関係を持っていた。そのことは、同じ改題号に「社友の独りなる農学士

志賀重昂氏より贈られたる改題の頌詞」として掲載された、志賀の「東京電報ノ発刊ニ就キ所感ヲ陳ブ」にみる事ができる。それは、「日本未来ノ国是ハ、日本ノ国粹ヲ精神トナシ、骨髓トナシ、標準トナシ、基本トナシ、以テ宇内大勢ノ正流ニ順從シ、臨機応変ノ方策ヲ計画スルニアリ」という、志賀が主筆を務める『日本人』が唱導する「国粹保存主義」を表明したものである。志賀はその末尾で『東京電報』創刊について、「今や忽焉『東京電報』ナルモノ現出シテ、予輩ト感ヲ等一ニスルモノアラントハ、思フテ此処ニ到レバ、轉タ予輩ヲシテ単独ノ先鋒ガ、帯甲十萬ノ後援ヲ獲タルノ感想アラシメタリキ」といい、「其終極ナル大目的ノ暗合セルハ、猶ホ『分けのばる籠の路は遠ほけれど同じ高峯の月をみるかな』ノ如クナランカ」と述べている。さらに『日本人』本誌においても、「『東京電報』ハ予輩の好同盟地、好朋友也」との言を寄せてその創刊を祝しているのである。<sup>(13)</sup>

『東京電報』はその改題の主意にある通り、社説に一貫して政治と経済の問題を取り上げ、実業者に向かつて政治思想覚醒の必要を説いた。『東京電報』最終号(第七三一号 明治二十二年二月九日)社説「東京電報逝き日本生る」では、「蓋し明治廿一年度は我が明治史中に於て尤も記憶すべき時節なり」として、「若し世に公明なる批評家ありて、明治二十一年の史中に発現したる実業者の政治思想、国民精神の醒覺、社会的徳義力の振張、国民的君主政の政論を論定するに当りて其先導者を求めば、東京電報も亦其筆末に列することを得ん」と述べている。

## (2) 社友柴四朗

さて、『東京電報』と柴四朗との関わりは、『東京電報』改題創刊号に早くも東海散士署名の論説「地方自治」が載ることから明らかである。前掲「実業者ノ政治思想及ビ改題ノ主意」に続く第一面にそれは掲載され、柴の『東京電報』における存在の大きさをうかがわせる。<sup>(14)</sup>

東海散士稿「地方自治」は、明治二十一年四月二十五日に公布された地方自治の基本を定めた市制・町村制について論じるものである。柴はその発布に先立ち、「当局者ノ再考ヲ煩ハサント欲スルモノアル」という。はじめに、「現今我國ノ如キ中央集権ニ偏重ナルモノヲ見聞セサル」と述べる。そして、これの大いなる弊害は、「地方ノ經濟ヲ攪乱シ、其攪乱ノ為メニ地方ノ疲弊ヲ来セシコト」であるといい、このことこそが、「吾輩ノ地方分権ノ必要ヲ喋々スル所以」であると述べる。地方分権は柴がかねてから主張してきたところであった。<sup>(15)</sup> しかしながら今度発布となる法律には、「全ク充分ノ賛成ヲ表スル能ハス」として以下の論点を挙げる。

(第一) このたびの「地方制度ノ法ハ、七十条ニ近キ随分完全繁文ノモノ」であり、我が国状に適さない。あまりに「繁文ナル法律」では、「大政府ト議院、知事ト府県會、及ヒ地方町村」の間に権限義務をめぐつて「法律上ノ争ヒ」、「錯雜困難」を生じるであらう。そこで、「繁文冗長ノ弊」は出来るだけ「删除」するよう求める。

(第二) 「地方自治ノ精神」とは、「独立自治ノ政ヲ奨励シ、大事ヲ大政府ニ握リ、小事務ハ及ブ丈ケ地方ニ譲与スルノ精神」である。しかし政府が、「徒ニ外観ヲ飾リ、外人ノ歎心ヲ買フノ卑心ヲ抱キ、表面ニハ自治ノ制度ヲ發シ、裏面ニハ旧制ヲ全ク放棄シテ人民ニ純然タル自治ヲ許スコトヲ嫌ヒ、陰ニ之ニ干渉スル」という、かつてのエジプト王のような「精神」を以て臨むならば、「必ス政府ト人民ノ軋轢」が生じるであらう。<sup>(16)</sup>

(第三) 今回の法律は、「独逸ノ地方制度ニ則リ、多少之ヲ斟酌シタルモノ」であることが問題である。「邦家ノ習慣ニ拠リ地方自治ヲ許スノ制度ヲ、外国ヨリ取ルハ頗ル遺憾」である。抑も「近來政治ノ方針一ニ此ノ点ニ傾向」している。これについては他日大いに論ずる用意がある。<sup>(17)</sup>

(第四) 「經濟費用分担ノ点」は、とくに「痛論」したい問題である。昨年冬より地方を「漫遊」し、官民数百人と接して地方の実情を見聞した。すると、地方では「人民ノ困難ハ想像ヨリ甚シク」、人民の負担は今や「最上高点」に

達しているのである。

柴の要望するところは、「地方自治ヲ許ス為メニハ、人民ノ負担ニハ今日ヨリ多キノ負担ヲ課セサルコト」である。その方策として「大政府、就中、内務、大蔵、農商務ノ如キ定額ヲ減殺シテ、之ヲ地方ニ移サンコト」をあげる。なぜなら「地方自治」とは、「大政府カ今日マテ掌握セル行政事務ノ幾分ヲ分割シテ、地方人民カ政治ノ志操発達シ、充分ニ自治ニ堪ユルノ証アルカ故ニ、之ヲ人民ニ譲与スルト云フ」に他ならないからである。「政府部内ノ組織ヲ改メ、以テ此際大ニ政府ノ経費ヲ減センコトヲ熱望ス」と、柴はこの論説を結んでいる。

日本の中央集権政治、欧化政策を批判し、市制・町村制施行に先立ち柴が懸念する所を述べて、政府内の組織改革、及び費用の削減を求めているものである。これが、改題創刊された『東京電報』のトップを飾った論説記事であった。期待される市制・町村制の発布に関連して地方の「独立自治」を論じるとき、「東海散士」の署名をもつ柴がその適任とみなされたのであろう。

この論説中に、「吾輩、昨年ノ冬ヨリ十五六県ヲ漫遊シ、官民数百ノ人ニ交接シ、地方ノ実情ヲ見聞スル」と、柴が述べていることに注意しておきたい。柴は最初の内閣において農商務大臣となった谷干城の秘書官として、明治十九年から二十年までの一年間、欧米視察に随行した。帰国後、政府に意見書を提出して谷が野に下ると、柴も同じく官を辞したが、その後は反政府運動を展開させつつあった後藤象二郎に近付き活動していた。したがってこれも、全国へ同志を求めての「漫遊」であったとみられる。<sup>(18)</sup>官を辞してなお柴は精力的に行動を起こしていたのである。

その他の東海散士柴四朗署名記事についてみておく。先に述べたように、国立国会図書館所蔵の『東京電報』には欠号がある。したがって、これ以外にも柴署名記事が存在する可能性があるが、筆者が確かめ得たのは次の通りである（表1参照）。

表1 『東京電報』における東海散士柴四朗署名記事及び関連記事

年月日	号数	標 題	署 名
明治21.04.09	475号	地方自治	東海散士稿
明治21.06.13	531号	行李の塵	東海散士稿
明治21.06.14	532号	行李の塵 (承前)	東海散士稿
明治21.06.28	544号	行李の塵	代東海散士 樗堂生 (堀捨次郎)
明治21.07.01	547号	行李の塵 (承前)	樗堂生
明治21.07.06	551号	行李の塵 (一日の続)	樗堂生
明治21.08.01	573号	高島炭坑の惨状、警察官の職掌	無署名 (柴四朗)
明治21.09.06	604号	筑紫旅行	樗堂散人 (堀捨次郎)
明治21.09.07	605号	筑紫旅行	樗堂散人
明治21.09.08	606号	筑紫旅行	樗堂散人
明治21.09.09	607号	筑紫旅行 (承前)	樗堂散人
明治21.09.12	609号	高島炭坑視察実記	柴四朗稿
明治21.09.13	610号	高島炭坑視察実記 (承前)	柴四朗稿
明治21.09.14	611号	高島炭坑視察実記 (承前)	柴四朗稿
明治21.09.15	612号	高島炭坑視察実記 (承前)	柴四朗稿
明治21.09.16	613号	高島炭坑視察実記 (承前)	柴四朗稿
明治21.09.18	614号	高島炭坑視察実記 (承前)	柴四朗稿
明治21.09.19	615号	高島炭坑視察実記 (承前)	柴四朗稿
明治21.09.20	616号	高島炭坑視察実記 (承前)	柴四朗稿
明治21.09.21	617号	高島炭坑視察実記 (承前)	柴四朗稿
明治21.09.22	618号	高島炭坑視察実記 (承前)	柴四朗稿
明治21.09.22	618号	筑紫旅行 (承前)	樗堂散人
明治21.09.25	619号	高島炭坑視察実記 (承前)	柴四朗稿
明治21.09.26	620号	高島炭坑視察実記 (承前)	柴四朗稿
明治21.09.28	622号	筑紫旅行 (承前)	樗堂散人
明治21.09.29	623号	筑紫旅行 (承前)	樗堂散人
明治21.09.30	624号	筑紫旅行 (承前)	樗堂散人
明治21.10.03	626号	高島炭坑視察実記 (承前)	柴四朗稿
明治21.10.04	627号	高島炭坑視察実記 (承前)	柴四朗稿
明治21.10.05	628号	高島炭坑視察実記 (承前)	柴四朗稿
明治21.10.07	630号	肥前炭坑視察実記	堀捨次郎稿

国立国会図書館所蔵『東京電報』による。

改題号の「地方自治」以後確認されるのは、第五三二号（六月十三日）からの「行李の塵」で、これは関西から九州への旅行記である。その途中からは、柴に同行した堀捨次郎が代筆し、後に「筑紫旅行」と題を改めて堀によって続けられた。<sup>(19)</sup>第六〇九号（九月十二日）から第六二八号（十月五日）まで、十五回に及んで第一面に連載された「高島炭坑視察実記」は、その旅行の最終目的であった高島炭坑の視察記録である。

『東京電報』が伝える記事によれば、柴四朗は四月二十二日には会津若松の東北七州有志懇親会に臨席し、その後、栃木地方を巡遊して帰ったのが五月十五日であることが知られる。<sup>(20)</sup>そして、柴が関西へ向けて出発したのは六月五日、高島炭坑視察を終えて帰京したのが九月六日である。やがて『大阪毎日新聞』改題発行のため、柴が大阪へ向かったのは十月二十日のことであつた。<sup>(21)</sup>これらの事を考え合わせると、『東京電報』創刊の四月から大阪へ移る十月までの間に、柴執筆の他の記事があつたとしてもそれはわずかに数編と考えられる。したがって、『東京電報』紙上において、柴四朗は高島炭坑の視察記録報道に全力を注いだといふことができよう。

柴四朗と高島炭坑問題、そしてその視察記録とはいかなるものであつたのだろうか。

## 二、高島炭坑問題と柴四朗

### (一) 高島炭坑問題

長崎県西彼杵郡に位置する高島炭坑は、江戸時代には佐賀藩鍋島家の所有であつたが、明治七年（一八七四）一月に官営となり、同年に後藤象二郎の蓬萊社に払い下げられた。しかしやがて、蓬萊社は各事業に失敗し炭坑経営上の負債も増加したため、同十四年には三菱の岩崎弥太郎の経営に移った。三菱は、炭坑経営に力を注ぎ、苛酷な労働を坑夫に強いた結果、高島炭坑は連年巨額の利益を上げたという。

明治前半期最大の労働問題となった高島炭坑問題は、政商三菱経営下の高島炭坑における坑夫の苛酷な労働実態を、明治二十年から翌二十一年にかけて言論界が大々的に報道したことによって起こった。三菱社員であった吉本襄をはじめ、実際に炭坑で就業したことのあった松岡好一等が、奴隷労働的な状態にある坑夫の惨状を社会に訴え、これを各新聞雑誌が一斉に報道して世論喚起を行った。近代日本において、初めて労働問題が広く社会問題として取り扱われたのである。この問題の展開について、佐藤能丸「高島炭坑事件と国粹主義」は次の三期に区分している。<sup>(22)</sup>

第一期(明治二十年十一月頃～同二十一年五月頃)：『福陵新報』、『東雲新聞』等、関西以西での報道が行われた時期。

第二期(同二十一年六月～九月中頃)：『日本人』によってはじめて問題が中央に提起される。やがて有力紙誌のほとんどが取り上げ、現地報告記事などが競って掲載されて大きな社会問題に発展。ついに政府が、内務省警保局長清浦奎吾に現地視察を命じ、清浦が三菱に改善勧告を出してこれを報道陣に発表するに至るまで。

第三期(同二十一年九月中頃～十月下旬頃)：都下の報道は下火となる。『福陵新報』以外の紙誌にはほとんど記事が登場しなくなり、言論界では一応の終息を迎える時期。

この区分でいうところの第二期に、柴四朗もまた現地に赴いて高島炭坑を視察し、その記録が「高島炭坑視察実記」<sup>(23)</sup>として『東京電報』紙上に連載された。これと前後して、各紙誌には特派員による現地報告記事が続々掲載されたのである。

『東京電報』紙上において、「高島炭坑視察実記」は最も長く続けられた大連載であった。しかしこれまで柴の高島炭坑視察に関する研究はない。そこで、『東京電報』社友として柴四朗の最も大きな仕事となったこの記事を考察していくこととする。

## (2) 現地視察

明治二十一年八月十八日の『東京電報』第五八八号には、次のような記事がみられる。

東海散士 社友柴四朗氏は、四国九州地方漫遊の爲め堀捨次郎氏を随へ、去十三日大坂を出発して予州へ赴きたり、此旅行中、各所の礦山を巡廻して精しく其実況を視察し、就中高島炭坑の如きは最も綿密に実地の情況を取調ふる旨、大坂より通信ありたり、

つまり柴は、『東京電報』からの「特派員」として現地に赴いたというよりも、自発的に高島炭坑視察を決行したとみられる。後にその視察記録の中で、自身を「徳義上私産を抛て視察するもの」と表現していることからそれは明らかである。<sup>(24)</sup>

柴の視察記録をみる前に、ここで柴と同様に現地視察を行った者の言をみておく。<sup>(25)</sup>

高島炭坑問題を重くみた政府によつて、内務省警保局長清浦奎吾が現地視察に派遣された。清浦は八月十六日から二十四日まで九日間を費やして現地調査を行った。清浦はかなり綿密な調査を行い、視察最終日には現地で九項目の改善勧告を指示している。<sup>(26)</sup> 九月十三日、清浦が内務省官宅に報道陣を招き発表した視察報告の談話は、各紙誌に一斉に報じられた。清浦はそこで、「余の出張以前に聞き居たる所の惨状も、其の實際を観るときハ多くは過去の一夢に属し、現今に至りては、既に其の痕跡を止めざるものあり」といい、「炭坑舎に於ても漸次改良を加へて旧態を一変するの運びに至り、「故に今日に於て坑夫の苦情と云ふは労働に堪ゆる能ざるにあらずして、働き甲斐なしと云ふにある如し」と述べている。

清浦より早く八月九日に視察を行ったのは犬養毅である。『朝野新聞』の「高島炭坑の実況」は、八月二十九日から十二回にわたる連載で、佐藤前掲書によれば、「個人として高島炭坑を論じたものの中で最も長編且つ最も概観的で諸

点に論及している」とされるものである。<sup>(27)</sup> 犬養は自身の視察記録について、「予が記事文は他の堂々たる論文よりも此問題に対して更に価値あり」、「予が此記事は事実の最も正確なる者」であると述べる。そして、高島炭坑の実態と「世評」及び「惨状論者」の解く所」とは、「事實に違ひたる」とその否定に終始する。また、犬養が高島炭坑の「弊害の根元」としたのは、「無職」の「野蛮人」である「納屋頭」が、「最下等の人間」にして「野蛮人」である坑夫を支配することであつた。したがつて、「其間に生起する事件は文明世界の事件と大に趣を異にせる者ある」と述べ、ゆえに納屋頭と坑夫共に「改良」すべきであるという。連載を終えた翌日の『朝野新聞』社説「高島炭坑の総論」は、「高島炭坑の實際状況ハ、我表紙上に続々掲載したる記事にて詳明なり、之に由て觀れば、彼の惨状論者が説く所と大に径庭せる者あり、(中略)彼の惨状論者が攻撃の主眼骨髓と為したる個条ハ、大抵實際の事實に違ひたる虚報なることを發見せり」と総評している。<sup>(28)</sup> 犬養によつて「惨状論者」と攻撃された政教社の松岡好一は犬養に決闘を申し入れ、その「決闘状」が紙上で公開され物議をかもした。<sup>(29)</sup>

『国民之友』では、第二九号の「(再び)高島炭坑」に、「吾人は社友阿部充家氏の派出を請ふて、其実況を取調へしめたり」とあつて、阿部充家が現地視察に赴いたことが知られる。<sup>(30)</sup> 阿部は高島炭坑の様子を、「彼の吉本襄氏なる人の世間に報道したる者と大差無き者の如し」、「殊に炭坑社と工夫との中間に在る、納屋頭なる者の残忍なるは、蓋し覆ふ可からざるの事實なりと云へり」と報告する。これに対して『国民之友』は、「吾人不幸にして、世の評判の真に近きを見て歎せずんばならず」と述べている。また、同誌第三〇号には同じく阿部によるとみられる「通信者の言」がある。<sup>(31)</sup> それは、「見ル所トシテ悲惨ノ種トナラザルハナク」、偶々出会つた坑夫の一人が、「彼ノ処ハ真ノ地獄ニテ、人心アルモノ、居リキル処ニハ無御座候」と語つたと報告する。『国民之友』は、「之れに拠つて考ふれば、高島炭坑ハ未だ必ずしも浮世の極楽、吾人が永住を欲するの地に非ざるを知る可し、されハ兎角の議論ハ先つ後にして、其の改良を取り急

かれんことを希望せざるを得ず」と結んでいる。『国民之友』のこの問題に関わる記事は、「社会の徳義上よりして軽々看過す可らず」と一貫して坑夫虐待問題に集中していることに注意したい。

『郵便報知新聞』では、加藤政之助による「関西紀行」の前半に「高島炭坑視察録」がある。これは、既に同紙に掲載された実地視察者の報告と清浦警保局長のそれを、「両ながら実況の視察を誤らざるの報告」と評したうえで、「重複を避け、記事を其大綱に止むべし」とするもので、掲載日も他紙誌より若干遅い<sup>(32)</sup>。加藤は「高島炭坑の欠点」として次の二点をあげる。まず第一点は、坑夫の取扱、賃銭の仕払、坑夫の雇入れ、納屋頭の権限等、諸般の事が、不文の習慣法に拠って処置され、納屋頭と坑夫との関係、及び権限を明記する成文の約束がないことである。第二点には、現在の納屋頭、及び坑夫の間に行われる風俗に投じて、巧に之を「駕馭するの術」を講ずる事に専らにして、寧ろ現在の風俗を改良し良風美俗を養成する事がないことをあげる。つまり加藤もその問題点は、納屋頭と坑夫との関係にあるとする。なぜなら加藤は、「同坑夫の住所、食物及び衛生等有形の事物が、他の礦山に比して寧ろ優る所あるも劣る所なきは、同礦山を実見せる者の容易に鑑識し得る所」であり、それは「近頃同坑を視察せし者の報告中続々散見し、一目瞭然の事実」であるとみたからである。そして「余は高島炭坑一切の事物を視察して之を他の炭坑に比するに、殊に其殘虐の状なる点あるを見ず」と結論している。

以上が各紙誌における高島炭坑現地視察者の言である。

この一方で当時、現地視察の報道をとくに行わなかつた各紙誌は事態をどうみていたのだろうか。「高島炭坑の視察」と題した『日本人』の記事は、「高島炭坑惨状云々ハ頻に世間の問題となりしかば、現場の実況を視察せんとて、郵便報知社よりハ加藤政之助氏を特派し、朝野新聞ハ犬飼毅<sup>イサヲ</sup>氏をして之を責任せしめたり」と述べ、現地視察をめぐる各紙の反応を紹介している。<sup>(33)</sup>これによれば、『時事新報』社説は、高島炭坑の視察を行つても「非難す可き箇条とてハ一

点をも見出すこと能ハざるや明なり」と述べ、その理由は、炭坑側が「公然たる来客に自家の弱点を示す者にあらざればなり」という。したがって視察者が帰来して、「或ハ其記事報告書を作りて世に公にすることもあらんに、書中の文字都て和気を含み、高島の春色海の如しとて、曾て怒濤激浪の墨痕なかる可しと、世間には今より之を期する者なきにあらざ」と述べている。

さらに、『東京朝日新聞』紙上の「狂言的の視察云々」は次の通りである。

元来斯くの如き穩秘の事情を探索するに、公然視察員と触れ込みて、被告同様なる該炭坑に至り実地の惨状を視察せんとした処が、此等の人々に対してハ日ごろの惨状を隠すの手段も行ひ得べく、現在の抑圧を蔽ふの工夫も出来べく、所詮その実際を有の俛に探検し得べしとも思ハれざるに、不思議の探検に赴かるゝ者かなと怪しみ居たるに、異なるかな、或人の説に、扱れば、曩に同坑に実地視察として出発したる某々の一兩名ハ惨状探検者など、公言すれども、その実ハ、或る会社の依頼に、抛りて或る狂言的の視察を遂げんが為めに赴きたる者なりと云へり、

これに対して『東京日日新聞』は、「何の誰の事やら、何処の会社の事やら、又た如何なる名狂言を仕組まるゝやら一向に相分り申さず候へども、何れ近々に其狂言の筋書が何処かに出ませう、皆さん御覽なさい」と述べている。

これらの記事によつて、当時、現地視察に対してこのように冷やかな見方があつたことが知られる。<sup>(34)</sup>『東京朝日新聞』が「狂言的の視察」を行うとみている。「一兩名」は、この『日本人』の記事が冒頭でその名をあげるように、加藤政之助と犬養毅を指すのであろう。また『時事新報』のいう「公然たる来客に自家の弱点を示す」筈がないとの見解は、視察記録をみる上で留意しておかねばならない問題である。文字通り政府の命を受けた「公然たる来客」であつた清浦が、高島炭坑の惨状を過去のものとして「既に其の痕跡を止めざる」と述べていることはそのような事情もふまえねばならない。清浦が現地視察を行ったことで、高島炭坑ではその実態が少なからず隠蔽されたとしてもおかしくない。いつど

のような形で各視察が行われたのかという点は重要な問題である。ここでみた現地視察者の中で、高島炭坑に世評通りの惨状ありと報告するのは、『国民之友』の阿部充家のみである。この差違は何によるものか。既に述べたように、阿部の報告は抜粹による形でしかみられず、阿部がいつどのような調査を行ったのか定かではない。<sup>(35)</sup> また、「高島炭坑事務長日誌抜要」に視察者として明記されているのは犬養、加藤、清浦である。<sup>(36)</sup> 阿部と柴については、同史料にその名は記されていないことにも注意しておきたい。これは阿部、柴両名の視察が、紙誌名を背負わない私的なものであったことによるのだろうか。柴四朗は清浦から遅れること数日にして現地入りしている。<sup>(37)</sup>

(3) 柴四朗稿「高島炭坑視察実記」

柴四朗は、現地視察記録である「高島炭坑視察実記」に先立ち、『東京電報』第五七三号（明治二十一年八月一日）社説に「高島炭坑の惨状、警察官の職掌」を書いている。これは無署名社説であるが、柴がその視察記録中で「吾輩は其（高島炭坑）状況の決して尋常にあらざるべしと思ひ、曾て『警察官の職掌』を論じて、此等工業上の警保に一層用意あらんことを望みたり」と述べていることから、この社説は柴の手になるものと判断して差し支えないであろう。<sup>(38)</sup> これをみる限り、柴は懷疑的にこの問題をみていることがわかる。

社説は、これまで『東京電報』が紙上で高島炭坑問題を扱ってきた経緯を述べたうえで、なおその真偽については疑念を抱くとするものである。<sup>(39)</sup> なぜなら柴は、「長崎県の知事及び警察官は其職掌を誠実に施行するの官吏なり、若し果して斯る不人情の暴行あらば、必ず其職掌を以て之を禁遏せざるべからざる」と考えるからである。しかるに「吾輩は未だ長崎地方官の之を告発したるあるを聞かず」、いわんや「斯る非常の惨状あるを見て警官たるもの、豈之れを黙視するの理あるべけんや」である。ゆえに「吾輩通常の思想を以てする限りは、決して容易に之を信する能はざるなり」

という。しかしその一方で柴は、「我国の如き俄に未開暗黒の時代を出でたる者に在ては、必ずしも此等の惨状なしと断言するを得ず」ともいう。そうであるからこそ、「警察なるもの、本色は、注意周到にして八方に目を運び、只社会全般を見て、官民貴賤の別に拘はらざるに在り」と述べる。「事実未だ明瞭ならざるにもせよ、斯く局外人より惨状を世に訴ふる迄に至らしめたるは、抑も果して誰の過ぞや」と結んでいる。

さて、柴四朗稿「高島炭坑視察実記」(以下「視察実記」とする)は、明治二十一年九月十二日から十五回にわたって、『東京電報』第一面に連載された。その初日の『朝野新聞』では、「視察実記」掲載を報じる『東京電報』の「広告」をみる<sup>(40)</sup>ことができる。「目下世上の一問題なる高島炭坑の実況に付、社友柴四朗か實際取調へたる高島炭坑視察実記を本日より掲載す」とあって、柴の「視察実記」は、『東京電報』が大々的に広告した大きな特集記事であったことが知られる。なお佐藤前掲書では、「個人として高島炭坑を論じたものの中で最も長編」であるのは犬養毅の視察記録とされている。しかし、筆者がその字数を確認したところ、柴の「視察実記」は犬養のそれを超える長編であることを指摘しておきたい。したがって、高島炭坑を論じたものの中で最も長編となるのは、『東京電報』における柴四朗稿「高島炭坑視察実記」であると訂正されるべきであろう。

「視察実記」前置きにおいて、柴は視察決行に至るまでの経緯を説明している。柴は高島炭坑問題を、「余が専修する経済学に最も重大の關係を有するのみならず、人権上、事業上にも軽々看過すべきの事にあらざる」ものであるという。そこで、この視察の目的は、「実況如何を視探し、果して一派の人の伝ふるが如き惨状の実跡あらば、之を輿論に訴へて其苛遇不徳の惨状を救済し、是非に坑夫の取扱上に一大改良を断行せしめん」こと、もしそうではなく、「一二の煽動者ありて、針棒の技を演し徒に誣言誹謗するものを、世人未だ其実況実事を詳かにせず、市に虎を出す如きの痕跡あらば、余は日本将来の事業上徳義上より、中立不偏公平の眼を以て之れが視察を下し、併せて世に公にする所あら

ん」ことであると述べる。そして自身は、「炭坑管理者と恩怨の関係あるにあらず、又炭坑雇夫と親疎の情誼あるにあらず」といい、この「視察実記」は、「視察者其人は矢張り一個人の資格を以てしたるものなれば、固より之を以て完全無欠とハ思惟するを得ざるべし、然れども其偏私の事なきに至りては、吾輩の信ずるところなり」と述べ、その公明正大であることを表明している。

その出発前に、この問題を人々と議論することがあつたが、「人毎に其説を異にし」て、これが「判断を下すに苦しむ程の相違懸隔」ある状態であつたという。とくに柴が注意を促すのは、「彼の都人士が未だ曾て足坑内に入らず、目炭坑を見ず、欧の東西を問はず、鉱山事業の困難にして坑夫の習慣、坑内の不愉快なるを知らず、高島炭坑のみを見し、其境遇及労働の自己と異なる憶懐の感情の爲めに動制せられ、直に見て異常の悲境とな」す者が多かつたことである。そして、「熱心之れか解放等を唱道せる士君子にも面会せしことあれども、多くハ是、視聴の断論」であつたと述懐して、現地視察の意義を強調する。さらに、「吾輩ハ欧米に於いては、数度鉱山を巡視し、坑夫の状体も略見聞せしことあり」と、欧米諸国の炭坑の実際は既に承知しているという。しかしながら、国内の炭坑の様子はこれまで知らなかつたので、「高島炭坑視察参考の爲め」に「伊予別子の銅山」に赴き、その後各地の諸坑を巡視し、「欧米の文物と其坑夫生活の程度と、我日本現時の社会に於ける農民の度と鉱山坑夫の生計を比較し、又他の諸鉱山と高島炭坑の比較區別を探索し、又炭坑の事情歴史等の説明等を聞取」ることにしたと述べる。柴の厳密な現地主義とも実見主義ともいふべき一面があらわれている。柴は広く世界的視野から高島炭坑問題に接しようとするのである。その姿勢は慎重にして周到であり、長文の前置きには説得力がある。

「視察実記」の項目は以下の通りである。「別子銅山の組織」、「一の川鉱山」、「博多港の目撃」、「高島炭坑の視察」、「高島炭坑沿革記」、「炭坑表面の所見」、「労力の時間」、「高島炭坑に休日あり」、「病院の事」、「坑夫負傷及通常病の数」、

「坑夫死亡表」、「炭坑内」、「納屋頭」、「三菱社員と問答始末」と続き、補論に堀捨次郎稿「肥筑炭坑視察実記」がある。「高島炭坑の視察」で、柴は現地でのように調査を行ったかを説明している。

前後一週間の時日を費し、殊に其接見談話する所の人々は日下長崎県知事、清浦警保局長、小林三池鉱山局長、其他裁判官警部典獄より納屋頭、坑夫及長崎高島辺の風説、基督教徒、新聞記者、炭坑社員にて当時退社せし人、高嶋にて罪を犯し懲役人たるもの等、無慮数十人に下らず、又高島に赴くこと前後三日、坑内を突見する四時間にして、同炭坑社員諸氏と十分に質議問答し、吾輩の意見及改良すべき諸点を逐一之を忠告し（問答書をも後に掲げたり）、又、納屋頭が坑夫を取扱ひ来りし苦情も聞き、加之、中ノ島、端島の諸炭坑をも其実況を目撃し、而して三菱造船所に赴きては職工の勞力、時間及其取扱等をも目撃質議し、且つ筑前なる唐津、若松近傍の諸炭坑を視察せしむる為め、別に堀氏を分派して実況取調の勞を取らしめたり、吾輩は以上の事実を以て略比較的公平の觀察を成し遂げたるならんと信ず、

筆者が目を通した視察記録のうちに、これほど自身の調査の詳細を明らかにしているものはなかった。この現地視察とそれを報道することに対する柴の真摯な姿勢をうかがい知ることができる。

「炭坑表面の所見」では、「吾輩の実査したる統計及談話問答等を筆記せば、百枚にも及ぶを以て務めて繁を省き要を挙ぐるのみ」とことわって、「坑夫の実数」、「坑夫の衣食住」に関する表を示して調査結果を報告する。そして、とくに坑夫の賃金の低さに言及して、「終歳役々として労働するも、其剰余を見る能はざるべし、之に衣服を着するときには元より一錢だも貯蓄するを得ざるのみならず、負債になるものもあるべしと思はる」という。そしてこれが、「我国労働社会一般の状態にして、吾輩が常に農民及労働社会の困難を訴へ、以て肉食者の少しく反省して政費省約を望む所以なり、高島炭坑々夫の状態を見て益々感ずる所ありて覚えす之に及ぶのみ」とこの段を結んでいる。柴の関心は、高島炭坑問題に限られているのではないのである。柴は広く日本国内労働社会一般の状態として、農民及労働者の貧困問

題を論じていることに注意しておきたい。

「坑夫負傷及通常病の数」、「坑夫死亡表」は、柴が示す表が最も詳細である。犬養毅も死亡者数等の表を載せているが、死亡原因には病死のみをあげているに過ぎない。これに対して、柴のそれには他殺、自殺の別、及びその死因までもが細かく列挙され各死亡者数が示されている。

柴は、かつて伝染病のため炭坑で多くの死者を出した際、「炭坑社は其死亡するものと否とを問はず、発病より一日を経れば尽く之を海辺の焼場に送りて、大鉄板上に於て五人若くは十人づゝ焚焼せり」との「世評」があることを述べる。また、「某氏は曰く、衆皆悲憤号哭し、或は海中に身を投し、或は山上に餓死し、或は坑中に於て屠腹縊死する等、其惨酷亡状実に満身粟立するを覚ゆるなり云々」との説もあげる。しかし柴は、次のように問いかけて読者に注意を促すのである。

読者只虚心平氣、直径四丁余の一島に人民一万余群住し、警察あり、戸長役場あり、炭坑社員は東京大学工部大学、及、慶應義塾に学び、海外に遊歴せし人数名あり、又外国人もありて、此の如き亡状残虐を行ひ、又土地の人民、及、毎日長崎より出入する人々が見聞して黙々に付するに忍ぶものなるや否や、読者自ら公平の推断を下だすに難からざらん乎、

これも先の警察官の職掌を論じた社説と同様の論旨で、やはり柴は坑夫虐待問題を懐疑的にみていることがわかる。柴は決して高島炭坑に惨状なしと断言するわけではない。しかし読者には、世論に惑うことなく冷静にこの問題をみるように諭すのである。「世評」及び「某氏」の説の真偽を再三問う柴の真意はどこにあるのだろうか。

「炭坑内」では、「松岡氏ハ、炭坑内の形状を記して、如何なる男子も荒胆を抜かる、如く頗る恐怖すべきものとせし」と、ここでは明確に松岡好一を名指していることに注意したい。「吾輩も如何なる恐ろしき炭坑内か」とシャフトに入り下つてみたところ、柴が目にしたのは次のような炭坑内の様子であった。「実に欧米大炭坑等に比較するときは小児

らしき感触なれ共、前にも云へるが如く、目未だ炭坑を見ず、足未だ炭坑内に入りしことなき柔弱の人は、定めて恐怖の念を生じ、地底に下ること数百尺なれば、或は地獄を想像し、或ハ不意に馬の炭箱を牽き疾馳する巻上げ器械の声足下に鳴り、炭箱身を衝くが如くに胆冷することある」場所であつた。しかしながらこれは、「大仕掛の炭坑内の通常の仕事にて、別に珍奇なるにも非ず、又、恐怖すべきものにも非ず、炭坑内は此の如きものなりと云ふより外なし、吾輩は寧ろ日本鉱山を巡視して、初めて西洋風の稍々完全したる坑内を見たるの思へありたり」と柴は率直に述べる。既に欧米諸国の炭坑を見て知る柴の目に映つた高島炭坑内部の施設は、日本の炭坑として初めてようやく世界の水準に近づきつつあるものであつたのである。

さらに炭坑内を進んだ器械据置場所は、「呼吸劇しく汗流るが如く、実に永く堪へ難し、地底数百尺、熱度百度を超ゆる処に八時間交代に就業するとハ、尋常一般の人の目より見れば、地獄とも云べく、牢屋とも名づくへし」と確かにその苛酷な労働条件を認めはする。しかし柴は同時に、「眼を転じて他の事業を見れば、怪むべきにも非ず、尤むべきにも非ず、又強ひて憐むべきにも非ず」という。その理由は、「世人は坑夫を目して惨状なりとせば、諸蒸気の火夫及水夫も亦然り、之れより推論せば航海業迄も廃止せざるを得ざるに傾くべし」というのである。そして坑夫の不満は、「畢竟するに労働の苦情にあらずして、取扱の良否に存する」ものであるとの見解を示す。

「納屋頭」の存在は、清浦警保局長をはじめ、他の視察者によつても改良すべき第一点として挙げられる問題である。柴はこれをどうみたのだろうか。柴は「納屋頭」を、「人夫受負を営業とし、其鑑札を受け、所得税を納め、三菱会社と約を結び人夫の受負を為し、坑夫の為に身元引受を為し、習慣上より親分子分の内約を結び、勘場と唱ふる会計方、人繰と称する取締人等を抱へ置き、炭坑社に向つては我意を張り、坑夫に対しては威権を振ひ、中々勢力を有するものなり」と説明する。そこで柴はこの制度の起源を探る。「納屋頭」は、三菱側が坑夫を取り締まるために設けたとの噂

があるが、「名目こそ異なれ共、同業同種のものハ余程古くより成り立ちしものと見え、現今、納屋頭の筆頭とも名づく可きもの、履歴を参考の爲め茲に記す」として、弘化三年（一八四六）より高島炭坑で働く石山甚八なる人物の履歴をあげる。これによつて、「右等の如く納屋頭なるものハ、多くの歳月を積みて段々人夫の上に立ち昇り、鉦業も熟達し、坑主の弱点、坑夫の制御方共に承知し、旧來の習慣を守りて容易に移らず」と述べる。そのうえで、柴は三菱社員に向つて、「納屋頭が坑夫を取扱ふ模様は、随分勝手我侷の振舞多く、坑夫の困難苦情も大抵納屋頭にあるが如し」と告げ、「納屋頭の悪弊」を「尤も改良せざる可からざるもの」という。そして、「断然納屋頭を廢して炭坑舎にて直轄せハ如何と思ふ」との意見を述べている。

「三菱社員と問答始末」は、「視察実記」連載第九日目の半ばより第十五日目最終日までその紙面が割かれる<sup>(4)</sup>。柴は、高島炭坑問題を「国法上、人權上に関する大事」であるといい、「未死の人を大勢焼殺したり、郵便を禁遏したり、甘言以て良民を誘捌し囚徒の如く取扱ひたり、拷問台に縛し上げ殴打死を致すもの多し等、容易ならざることにあらずや」と問いただす。柴の質問は専ら坑夫の取扱の是非に論点が集中している。この問答の二々に言及する紙数はないが、柴は三菱社員に対し積極的に「意見及改良すべき諸点」を提示している。これに対する三菱社員の答えは、自社の弁明に終始するものである。しかし、三菱社員へのインタビュー形式で示されるこの記事は、「斯る広大なる事業に従事し、数千の人夫を雇役して相当の働きをなさしめ、其をして各々適當したる結果を収めしめんとするには、中々一通りの規則を以て動かし得べきにあらず、時として或は過刻のことあるは亦た実に勢の已むを得ざるに出づる所なり」と、初めて三菱側に生の声を以て弁明させた。「局外者も少しく實際と事実とに注意せられたきものなり」と再三くり返される三菱側の声は、未だ炭坑の實際を知らずに沸騰する世論を、一旦落ち着かせるような説得力をもったことは想像に難くない。この点で柴の記事は他の記録にはみられない効果があつたといえるのではないだろうか。

この問答の中でとくに注意すべき箇所がある。三菱社員が、「彼（坑夫）等は此度の問題を聞き、且つ諸氏の来島して苦情あらば申立つべしとの言葉に馴れ、何人も殆んど不平苦情なきものはなきより、機会を得て直に衝き上るの勢ありて、現に数日前よりの石炭の出高百五六十□宛減少したるは最も見易きものなり」という現状を説明する。これに對して、柴は、「成程、有り勝ちのことなるべし」と理解を示す。さらに三菱社員は、「今日の如く著るしき出高を減する時は条約を履行すること能はず、本社の損失不信用のみならず、日本一休外人との取引条約にも随分大なる關係を来すの恐あればなり」という。これを受けて柴は次のように述べる。

吾輩が高島の問題は将来事業上に大關係を有するといふも、右等の事を指す訳にて、外に向ては、不信用を来たし輸出を減し、内に向ては、漸く芽を出さんとする本邦企業者の心志を挫くもの、あるを憂ふる所以なり、

これが、経済学者としての柴四朗の本音であるといえよう。柴は六年間のアメリカ留学で経済学を学び、帰国後も日本經濟会を創設し活動していた。<sup>(43)</sup>「視察実記」前置きで述べたように、柴は、「余が専修する經濟学にも重大の關係を有する」問題として高島炭坑問題をみた。そして經濟学者として、これがむやみに社會問題化することによって、坑夫の労働力が落ち石炭の輸出高が減少することを最も危惧したのである。

以上は吾輩が高島炭坑視察中、該坑社員と問答せし大要なり、同坑夫の有様及び坑内事情の如何はこれによりて大概推知するを得るに足らん歟、（中略）猶ほ友人某氏が唐津及び福岡近傍の各坑を巡察したる実記を載すべし、彼は参照せば読者公平の判断を得るに庶幾からん、

と「問答始末」終結を以て、「視察実記」はその報告を終える。<sup>(44)</sup>

以上、長きにわたって、柴四朗「高島炭坑視察実記」をみてきた。柴の報告は、現地視察の意義と調査の経緯を明確に示し、調査によって得られた数字を詳細に表示し、国内外の諸炭坑を視察した経験をふまえて坑内の状態を的確に描

写した。そして長いインタビュー形式をとる記事で三菱側の生の声を載せ、坑夫虐待問題の真相にせまろうとした。視察記録を報道する、そして自身の意図を読者に伝えることを目的とするという点においては、柴の記事は他の現地視察者による記事を圧倒するものといえる。高島炭坑の視察記録に関する限り、『東京電報』は柴四朗という報道者を得たことによって、他紙誌のそれを完全に凌駕していたといえるであろう。

### おわりに

既に述べたように、世間では犬養毅や加藤政之助の視察は、三菱側を擁護するための「狂言的」視察であると認識されていた。では、柴四朗の場合はどうであったのかという問題がある。記事の中で柴は何らの三菱批判を行ってはいないという点で、犬養、加藤の報告と同様である。また三菱との関係という点でいえば、柴四朗のアメリカ留学は岩崎家の援助のもとに実現したものであったし、筆者は未確認であるが、一時期柴は三菱社員であったという説もある<sup>(45)</sup>。しかしながら、柴は視察記録冒頭で、自身は炭坑側とは「恩怨の関係あるにあらず」、「親疎の情誼あるにあらず」とあくまで私的かつ公明正大な調査であることを表明した。そのうえで、欧米諸国の炭坑の実際を知る確かな観察眼を以て高島炭坑を視察し、炭坑内部の設備について好評価を下したのである。一方で柴は、坑夫虐待問題は炭坑の実際を知らない者が世論を過剰に騒がせているものとみていた。そして、実際に坑夫を目にして、「労働の苦情」ではなく「取扱の良否」にその問題の解決策があるとみた。そこで、柴は世論の真偽について三菱側に弁明させながら、自身は坑夫取扱の改良策を三菱側に提示して問題解決を試み、そのやりとりをそのまま報道した。そうして、昂まる世論を抑制しようとした。なぜなら柴は、世間がこの問題を過剰に騒ぐことによって坑夫の労働力が低下し、石炭の輸出高が減少することを最も危惧していたからである。そこには、虐待される坑夫側に立つ視点は初めから存在しようが無かったともいえる。すな

わち、柴四朗の「高島炭坑視察実記」とは次のように定義することができよう。それは、経済学者が現地視察を行って、冷静かつ現実的にその実態を分析した結果、日本で初めて世界的水準に近付きつつある施設を備えた高島炭坑経営が成功することを企図し、昂騰する世論を鎮静化させるために書かれたものであった。

『東京電報』は短期間にわずかな部数しか発行されなかった。そのためか、柴の高島炭坑視察記録もこれまで顧みられることはなかった。しかし、本稿で明らかとなったように、この問題をめぐる報道において類を見ない説得力をもつ記事を書いた柴四朗の手腕は評価されるべきである。

筆者は引き続き、『大阪毎日新聞』及び『日本』その他の柴の言論活動を追うとともに、『佳人之奇遇』だけにとどまらない柴四朗の思想の全体像にせまりたいと考えている。

## 註

(1) 柴四朗の履歴については、柳田泉「東海散士と佳人之奇遇」(『政治小説研究 上巻』春秋社、一九八七年)、及び拙稿「佳人之奇遇」を読む―小説と現実の「時差」―(『史窓』第五八号、京都女子大学史学会、二〇〇一年)、拙稿「柴四朗の国権論―『佳人之奇遇』における自由―」(『史窓』第六〇号、京都女子大学史学会、二〇〇三年)等を参照されたい。

(2) 拙稿「東海散士柴四朗の政治思想―政治小説『佳人之奇遇』発刊以前―」(『史窓』第五六号、京都女子大学史学会、一九九九年)。

(3) 柴の『大阪毎日新聞』主筆時期については、拙稿「柴四朗の「国粹保存主義」―『大阪毎日新聞』主筆就任から退社まで―」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学編』第一号、二〇〇二年)を参照されたい。なお柴四朗は、

- 同年十二月七日に大阪で政治雑誌『経世評論』を創刊させているが、この事についての考察は別の機会をもちたい。
- (4) 柴が大阪毎日新聞社を退社したのは明治二十二年五月十六日のことである。『日本』第九一号(明治二十二年五月二十六日)に、「東海散士柴四朗氏は是迄大坂に在りて大坂毎日新聞の主筆たりしが、今般事情ありて同新聞を謝絶し、以後は多く東京に居住して著述に従事し、且つ時々地方漫遊を為すの旁ら其の健筆の力を『日本』に分つこと、為れり」とあって、退社後間もなく『日本』社友となったことが明らかである。
- (5) 西田長寿・植手通有編『陸羯南全集 第一巻』解説(みず書房、一九六八年)。
- (6) 柳田前掲書にも「散士(柴四朗)は、それ(高島炭坑問題)を調査することを思い立ち、中国、四国の諸鉱山を視察の上、長崎に渡り、高島炭坑について具にその実況を視察し」と、事実関係のみが触れられているにすぎない。
- (7) 前掲『陸羯南全集 第一巻』。
- (8) 谷干城は、『佳人之奇遇』初編巻一(明治十八年十月刊)の「引」に、「嗟乎、使此有用之才、不能施之事業、纔借筆墨以洩其志者、抑誰之咎也」との言を寄せている。
- (9) 『朝野新聞』第四三三五号(明治二十一年四月六日)。
- (10) 前掲『陸羯南全集 第一巻』。
- (11) 『東京電報』は『東京商業電報』からの通し番号を打つ。改題号は第四七五号となる。
- (12) 『東京電報』(『国民之友』第二〇号 明治二十一年四月二十日)。
- (13) 『東京電報』(『日本人』第二号 明治二十一年四月十八日)。
- (14) なお柴が社友であると断定できるのは、『東京電報』紙上において「社友柴四朗」と記されることによる。その初見は、『東京電報』第四九二号(明治二十一年四月二十八日)。
- (15) 例えば早い時期では、『東京日日新聞』第一五五七号(明治十年二月十五日)に寄せた地方人民の疲弊についての論説にみられる。(前掲拙稿「東海散士柴四朗の政治思想」)。
- (16) エジプトは柴四朗が最も関心を寄せた国の一つであった。後に柴は、『埃及近世史』(博文堂、明治二十二年一月刊)

を著す。

(17) 欠号にこれがあるのか、筆者が調査した限りこの件に関する柴の署名論説は見る事ができなかった。

(18) 柳田前掲書。なお後藤藤象二郎は、『佳人之奇遇』二編卷三(明治十九年一月刊)に「序」を寄せている。

(19) 「高島炭坑視察実記」(『東京電報』第六〇九号 明治二十一年九月十二日)には、「東京より同伴せし帝国大学古典科の卒業生堀捨次郎氏と」共に大阪を出発したとある。堀は、柴とは常に行動を共にしたとみられ、『大阪毎日新聞』では客員に名を連ね、柴が大阪毎日新聞社を退社すると同時に退社している。

(20) 「東海散士」(『東京電報』第四九二号 明治二十一年四月二十八日)、「東海散士」(同紙第五〇八号 同年五月十七日)。

(21) 『東京電報』第六四〇号(明治二十一年十月二十日)。

(22) 佐藤能丸「高島炭坑事件と国粹主義」(『明治ナショナリズムの研究—政教社の成立とその周辺—』芙蓉書房出版、一九九八年)。

(23) 各紙誌の現地視察記事

記者	標 題	掲載紙	掲載年月日
犬養 毅	「高島炭坑の実況」	『朝野新聞』	明治二十一年八月二十九日～九月十三日
柴 四朗	「高島炭坑視察実記」	『東京電報』	明治二十一年九月十二日～十月五日
(阿部 充家)	「通信者の言」他	『国民之友』	明治二十一年九月二十一日
加藤 政之助	「高島炭坑視察録」(『関西紀行』)	『郵便報知新聞』	明治二十一年十月十日～十月十三日

(24) なお同行者堀は、高島炭坑問題について柴が「事実如何を詮索せんものと、終に意を決し余に同行を促かされしは、実に八月十三日にてありき」と記している。(樗堂散人「筑紫旅行」『東京電報』第六〇四号 明治二十一年九月六日)。

(25) 最初にこの問題を取り上げた国粹主義派の女洋社の機関誌『福陵新報』、及び九州地方で起こったこの問題を中央に

持ち込み特集した『日本人』における記事の分析は、佐藤前掲書において詳細になされている。

(26) 「高島炭坑事務長日誌抜要」(労働運動史料委員会編『日本労働運動史料』第一巻、一九六二年)。

(27) 佐藤前掲書。しかしその内容においては、「はっきりと三菱側を援護する立場で貫かれ」る「わずか一日の調査」にして、「直接坑夫より聴取せず」、「報告の多くの部分が三菱側の説明を論拠とする」ことなどが指摘され、犬養は「明らかに三菱の提灯記事を書いたと言わざるを得ない」と結論される。

(28) 「高島炭坑の総論」(『朝野新聞』第四四七三号 明治二十一年九月十四日)。

(29) 『東京電報』第六一〇号(明治二十一年九月十三日)の「決闘状の始末」には、「吾輩は此前後の記事を読み、其事の余りに兇戯に類するを以て」政教社に問い合わせたところ、「該事件は固より同社と毫も関係なきことなれば、社員中一個人の資格を以てせし事は之を知らずと答へられたり」、「同社にては松岡氏が右の行為を以て甚だ然る可からざること、なし、氏が編輯人たることを謝絶したりといふ」とあり、この騒動は松岡好一の狂言によるものであったとみられる。

(30) 「(再び)高島炭坑」(『国民之友』第二九号 明治二十一年九月七日)。阿部充家は、同志社大学に学んだ後、明治十一年に『熊本新聞』の社長となり、同二十四年に上京して民友社に入った。

(31) 「高島炭坑に關す清浦警保局長の復命」(『国民之友』第三〇号 明治二十一年九月二十一日)。

(32) 関西の政況視察をその行の目的としていた。「関西紀行」は、「高島炭坑視察録」と「一府六県紀事」にわかれている。加藤は八月二十六日、二十七日に視察を行った。

(33) 「高島炭坑の視察」(『日本人』第二一号 明治二十一年九月三日)。

(34) これとほぼ同内容の芥山生「高島炭坑報道予言」と題する寄書が、『東京電報』第五九七号(明治二十一年八月二十九日)に掲載されている。

(35) 『国民之友』第二八号(明治二十一年八月十七日)の「高島の炭坑」では、坑夫虐待の噂について未だその真偽は明らかでないとし、その後、同誌第二九号(同年九月七日)では既に「五回の報道を得たり」とある。つまり阿倍の現地

視察も清浦とほぼ同じ頃に行われたと考えられるが、その内容をみるとわずかに早かったのではないかと考えられる。  
 (36) 前掲『日本労働運動史料』第一巻。他に同史料には、『政論』記者安岡雄吉が現地視察を行ったことが記されているが、安岡の視察記録については未確認である。

(37) 柴は現地で「殊に其接見談話する所の人々」として清浦警保局長の名前もあげている。(『高島炭坑視察実記』『東京電報』第六一三号 明治二十一年九月十六日)。柴の現地入りは八月十八日とみられる。

(38) 『東京電報』無署名社説は、「大多数が陸のもの」と判断される。そうでないものでも、陸が発行前に目を通し自らの責任において掲載したものと考えられる」として、前掲『陸羯南全集 第一巻』に所載されているが、これは柴四朗執筆とすべきであろう。

(39) 『東京電報』における高島炭坑関連記事の初見は、同紙第五五九号(明治二十一年七月十五日)に「高島炭坑の実況」と題し、「三菱社の顧問技師ジョン・ストツダルド氏」の「高島炭坑稼ぎの坑夫実況の報告」は「当局者の報告に係るを以て、多少弁護めきたることなきにしもあらざるべし」と雖も、頗る其実況を窺ふに足る者」として掲載された(第五六三号 明治二十一年七月二十日まで三回連載)。これに対し、同紙第五七二号附録(明治二十一年七月二十九日)「寄書」の吉本襄の投書は、「事実全く反撥し殆ど同一なる鉱山の紀事に非ざるやを疑ハしむ、若し其事実をして果して寄書の言ふ所に違はさらしめは、酷虐残忍固より人類相遇の所為に非ず、吾輩は従来高島炭坑内の実況を詳かにせざるを以て未だ全く言を信する能はずと雖も、其間必らず事情の尋常に非ざるもの有る可し、故に之を左に掲ぐ」として掲載された(第五七四号 明治二十一年八月二日まで四回連載)。

(40) 『朝野新聞』第四四七二号(明治二十一年九月十一日)。

(41) 『東京電報』第六一六号(明治二十一年九月二十日) 第六二八号(明治二十一年十月五日)。

(42) 前掲「高島炭坑事務長日誌抜要」明治二十一年八月二十日条にも「警保局長実地視察ノ後、坑夫ニ於テ不穩ノ模様アリ、其後出炭頓ニ減ス」とある。

(43) 日本経済会は、明治十八年六月、柳谷謙太郎、若山儀一、犬養毅、柴四朗、和田垣謙三の五名を事務委員として創設

された。その主旨は、「国家経済の真理を研究し、農工商の殖産を奨励し、教育を隆盛にし、漸を逐ふて衣食住の程度を高尙ならしめ、以て吾人の福祉を増し、人生の快樂を求むるを以て其の目的となし、之を達せんがためには、放任主義経済主義に拠らずして保護主義に拠」というものであった。（『時事新報』第九九八号 明治十八年六月十八日）。

(44) この後、補論として堀捨次郎による「肥筑炭坑視察実記」が掲載された（『東京電報』第六三〇号附録 明治二十一年十月七日）。

(45) 柳田前掲書に「なお散士は、この（明治十八年六月）前後において、一時三菱社員となった形跡がある」とあるが、この記述の根拠は明らかではない。